



## 血漿分画製剤の安全対策

血漿分画製剤は、血液から作られていることから一般医薬品よりも厳しい規制が設けられています。

日本赤十字社と国内血漿分画製剤製造3社は、献血者の確保から製造販売調査に至るまで様々な安全対策を講じています。



## 血液製剤の国内自給推進のあゆみ

- 1950 民間血液銀行設立  
献血による供血者の健康問題 血液製剤の品質低下
- 1952 日赤血液銀行開設
- 1956 採血及び供血あせん業取締法施行
- 1959 保存血輸血の普及
- 1964 ライシャワー事件：献血の機運が高まる「献血の推進について」閣議決定
- 1974 輸血用血液製剤を全て献血で確保する体制確立（血漿分画製剤は海外に依存）
- 1975 WHO 勧告「無償献血を基本として各國の血液事業を推進すべき」
- 1986 400mL採血と成分採血の導入
- 1988 「先天性免疫不全症候群の予防に関する法律」附帯決議
- 1990 有償採血の完全廃止
- 1994 第VIII因子製剤の国内自給達成
- 2000 「新たな血液事業の在り方について」中央薬事審議会企画・制度改正特別部会
- 2003 「薬事法及び採血及び供血あせん業取締法の一部を改正する法律」一部施行  
「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」（血液法）  
「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針」適用  
EU 血液指令「自発的無償供血を推進すべき」
- 2004 「輸血医療の安全性確保のための総合対策」策定
- 2005 「薬事法及び採血及び供血あせん業取締法の一部を改正する法律」完全施行

平成18年版血液事業報告より抜粋（一部改変）